

厚真町強靱化計画（案）

令和8年5月



目 次

第1章 はじめに	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け.....	2
第3節 計画期間	2
第2章 厚真町強靱化の基本的な考え方	3
第1節 厚真町強靱化の目標	3
第2節 本計画の対象とするリスク.....	3
第3章 脆弱性評価および強靱化のための施策プログラム	5
第1節 脆弱性評価	5
第2節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	5
第4章 厚真町強靱化のための施策プログラムおよび推進事業一覧	6
第1節 脆弱性評価及び施策プログラムの策定の考え方	6
第2節 施策プログラム	7
第5章 計画の推進管理	34
第1節 施策ごとの推進管理.....	34
第2節 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進	34

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されました。また、北海道や厚真町においても、平成30年北海道胆振東部地震（以下、「胆振東部地震」という）を経験しているほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているとともに、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という）を制定しました。その後、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定（令和5年7月変更）し、強靱な国土づくりを進めています。

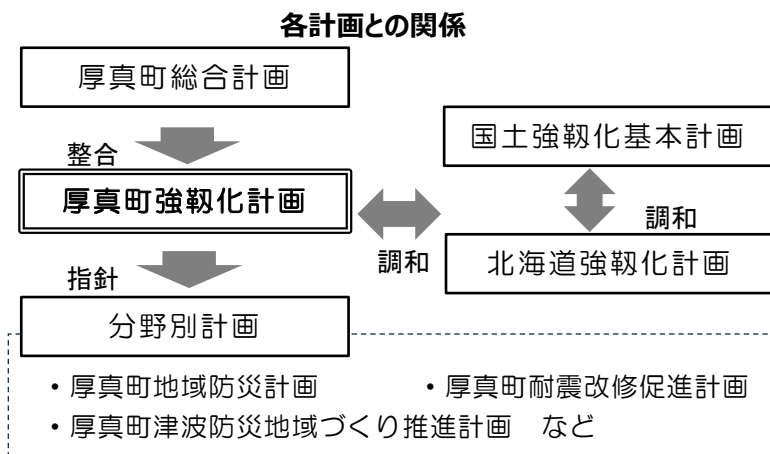
道においても、平成27年3月に、「北海道強靱化計画（以下、「道計画」という）」を策定、令和7年3月に第3期計画を策定し、北海道の強靱化を進めています。

本町においても自然災害に対する脆弱な部分を見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・道全体の強靱化を進めるうえでも不可欠な課題であり、国、道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取り組みをさらに加速していく必要があり、令和3年3月に「厚真町強靱化計画（以下、「本計画」という）」を策定しました。

この度、本計画が令和7年度で計画期間を終えることから、社会情勢の変化や計画策定以降の災害から得られた教訓、施策の進捗状況などを踏まえ、必要な見直しと充実を図ることを目的として、本計画の改定を行います。

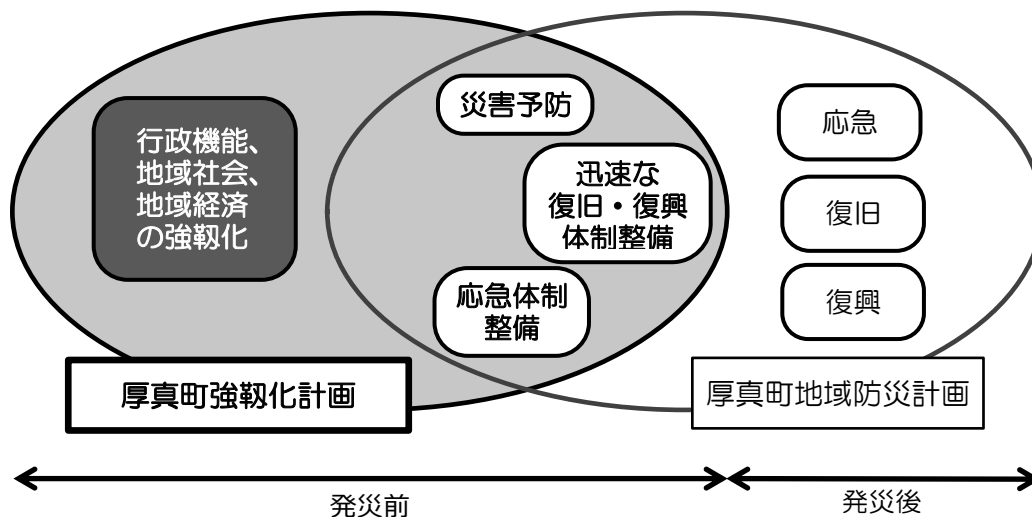
第2節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関する部分について地方公共団体におけるさまざまな分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、重点的・分野横断的に推進する計画として、総合計画や他の分野別計画と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



また、「厚真町地域防災計画」が、地震や風水害などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものです。

両計画は、互いに密接な関係を持ちつつ、災害発生前後の必要な対応について定めるものです。



第3節 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとします。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

第2章 厚真町強靱化の基本的な考え方

第1節 厚真町強靱化の目標

町の強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の重要な社会経済機能を維持することに加え、町がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国および道全体の強靱化に積極的に寄与していくことにあります。

また、町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、平時から産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取り組みです。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、町の持続的成長につながるものとする必要があります。

町の強靱化は、こうした見地から、町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間事業者がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、町の強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、道計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に寄与する」、「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の4つを町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

厚真町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と厚真町社会経済システムを守る
- (2) 厚真町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に寄与する
- (3) 厚真町の持続的成長を促進する
- (4) 迅速な復旧・復興体制を構築する

第2節 本計画の対象とするリスク

町の強靱化の対象となるリスクは、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、町の強靱化の目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と厚真町社会経済システムを守る」という観点から、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・北海道全体の強靱化に寄与する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、町として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を提示します。

厚真町にかかわる自然災害リスク・被害想定

種別		災害名	主な被害想定/被害履歴	再来確率※	出典
地震	想定	石狩低地東縁断層地震	震度6.9、全半壊1,497棟、死者数7人（冬の早朝）	30年以内 0.2%以下	北海道被害想定
	履歴	平成30年北海道胆振東部地震	震度7、37名死亡、住家全半壊565棟	—	厚真町復旧・復興計画
		平成15年十勝沖地震	震度5強、住家一部損壊13棟	—	厚真町地域防災計画
		平成5年釧路沖地震	震度4、住家一部損壊1棟	—	厚真町地域防災計画
		昭和43年十勝沖地震	震度6、住家全半壊31棟	—	厚真町地域防災計画
		昭和27年十勝沖地震	震度6、1名死亡、住家全半壊71棟	—	厚真町地域防災計画
津波	想定	日本海溝・千島海溝における海溝型地震	最大津波高：9.2m、浸水深（最大）：5m以上10m未満、全壊210棟、死者30人	30年以内 90%程度	北海道被害想定 北海道太平洋沿岸の津波浸水想定
風水害	履歴	農業・土木施設被害のあった台風等	農業被害、土木施設被害のある風水害は、8回/10年で発生（2000～2010年）	—	厚真町地域防災計画
土砂災害	想定	上記地震による急傾斜地崩壊	建物全半壊 7棟	—	北海道被害想定
	履歴	平成30年北海道胆振東部地震	震度7による土砂崩壊29km ² 、道路被害29箇所、建物全半壊（多数）	—	厚真町復旧・復興計画
液状化	想定	上記地震による液状化	建物全半壊 5棟	—	北海道被害想定
	履歴	平成30年北海道胆振東部地震	震度7による液状化による建物全半壊（多数）	—	厚真町復旧・復興計画
火山噴火	想定	樽前山噴火	火山灰堆積：大規模噴火（1739年噴火相当）50cm、中規模噴火（1874年噴火相当）2～4cm	—	樽前山火山防災計画
暴風雪・雪害	履歴	平成28年暴風雪	農業被害	—	厚真町地域防災計画
		平成12年低気圧および融雪	農、林、土木施設被害	—	厚真町地域防災計画
その他（大火）	履歴	昭和24年厚真市街大火	全焼48棟、半焼20棟	—	厚真町地域防災計画

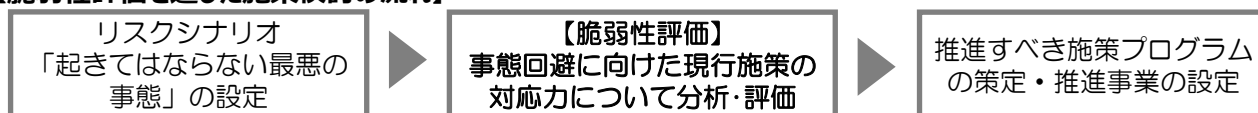
※ 地震再来確率は、地震調査研究推進本部事務局（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）より抜粋。

第3章 脆弱性評価および強靱化のための施策プログラム

第1節 脆弱性評価

大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価を、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



第2節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画や道計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、および「起きてはならない最悪の事態」をもとに、町の地域特性等を踏まえ、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリと21の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 21の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリ	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による死傷者の発生
	1-3 火山噴火に起因する死傷者の発生
	1-4 大規模津波等による死傷者の発生
	1-5 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-6 暴風雪および豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
	2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3 行政機能の確保	3-1 行政機能の大幅な低下
4 経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビニ等への被災に伴う有害物質等の流出
	4-2 道外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響
	4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
	5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6 迅速な復旧・復興等	6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

第4章 厚真町強靱化のための施策プログラムおよび推進事業一覧

第1節 脆弱性評価及び施策プログラムの策定の考え方

脆弱性評価において設定した21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、脆弱性の評価を行い、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定します。施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、町のみならず国、道、民間事業者それぞれの取り組み主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとにとりまとめます。

【施策プログラム策定のポイント】

① 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進にかかわる国、道、市町村、民間事業者等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

② 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、町の強靱化を道・国の強靱化へとつなげるため「道計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定します。

③ 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

第2節 施策プログラム

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅の耐震化率は、町営住宅等で100%、民間住宅で約80%（厚真町耐震改修計画、令和5年）と、一定の進捗がみられますが、国の支援制度等を有効活用し、さらに耐震化の促進を図る必要があります。
- 同計画では、多数の者が利用する一定規模以上の建築物は28件のうち全てが耐震化済、公共施設は、役場庁舎・除雪センターが未耐震化です。現在、検討中の「厚真町庁舎周辺等整備計画」に基づき新設の予定となっており、計画の推進が求められます。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共施設等の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めていますが、今後更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、維持管理等を適切に行う必要があります。
- 町営住宅については、全体の14%が耐用年数2分の1以上経過、2%が耐用年限を超過（厚真町公営住宅等長寿命化計画、令和3年）しており、老朽化したストックの計画的な改善等を実施する必要があります。
- 老朽化した民間建築物については、災害時における事故防止や被害の拡大防止のため、不燃化・耐火建築物への建て替えを促進する必要があります。

（緊急輸送道路等の整備）

- 災害時において救急救援活動等を迅速に行うため、緊急輸送道路ネットワークを確保する必要があります。

（建築物等の防災対策）

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、建築物等の防災対策を推進する必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「厚真町耐震改修促進計画」に定める住宅や市有・民間建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修への情報提供や相談体制の環境整備を行うとともに、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、国や北海道などの関係機関と連携したきめ細かな対策を実施します。〔国、道、町、民間〕

（建築物等の老朽化対策） **重点**

- 公共施設等の老朽化対策については、「厚真町公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施します。〔町〕
- 市営住宅の老朽化対策については、「厚真町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な建て替え・改善・維持管理等を行い、ストックの有効活用を図ります。〔町〕
- 民間建築物の老朽化対策については、様々な支援制度を活用し、老朽建築物の不燃化や、建て替え、空き家活用等を促進します。〔国、道、町、民間〕

（緊急輸送道路等の整備） **重点**

- 物資や負傷者など、災害直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、北海道と連携し、防災拠点を相互に連絡する道路を「北海道緊急輸送道路ネットワーク」に指定し、災害の発生状況に応じてこれらの道路を活用し

ている。災害時において必要不可欠なこれらの緊急輸送道路を適正に維持管理するとともに、当該道路をまたぐ橋梁の耐震化や、老朽化が進む橋梁の長寿命化を計画的に推進します。〔道、町〕

（建築物等の防火対策）

○火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進します。〔国、道、町、民間〕

■ 指標

指標	現状値	目標
民間住宅の耐震化率	80.9% (R5)	95% (R9)
多数利用建築物の耐震化率	100% (R5)	適切な維持管理 (R9)
公共施設の耐震化率	98.7% (R5)	100%、適切な維持管理 (R9)

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
1-1-1	住宅・建築物等の耐震化	1-1-1-1	民間住宅およびブロック塀等の耐震化
		1-1-1-2	防災拠点の耐震化
1-1-2	建築物等の老朽化対策	重点	1-1-2-1 空家等の適正管理の啓発・除却支援制度の活用
		重点	1-1-2-2 公共施設の再編、庁舎および周辺施設整備
1-1-3	緊急輸送道路等の整備	重点	1-1-3-1 厚真川左岸道路の整備
		重点	1-1-3-2 橋りょうの長寿命化
1-1-4	防火対策・火災予防	1-1-4-1	防火設備の設置促進、火災予防の啓発活動

1-2 土砂災害による死傷者の発生

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（警戒避難体制の整備等）

○町内の土砂災害対策は、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）194箇所、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）100箇所（厚真町地域防災計画、令和7年）を指定しています。指定区域内の住宅等への対策を進めるとともに、未指定地域における調査を進める必要があります。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

○胆振東部地震や、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備の推進や、既存施設の老朽化対策や施設の維持管理が適切に実施されるよう管理者である北海道と連携して推進していきます。

（警戒区域等からの移転促進）

○胆振東部地震においては、がけ崩れ、土石流、地すべり等により多くの家屋が被害を受けたことから、事前に移転を促進し住宅等の安全性を確保する必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（警戒避難体制の整備等）

○土砂災害警戒区域等の住民に対し、土砂災害ハザードマップを基に危険箇所の周知や新規住宅等の立地抑制などを行い、災害時に適切に避難できる体制整備を推進します。〔道、町、民間〕

(砂防設備等の整備、老朽化対策)

○土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備や既存施設の適切な維持管理を管理者であり北海道と連携して適切に実施します。[国、道、町]

(警戒区域等からの移転促進)

○がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用して、災害危険区域等の区域内にある住宅等の移転に対して支援を行います。[国、道、町]

■ 指標

指標	現状値	目標
土砂災害計画区域の指定	土砂災害警戒区域194箇所 (R7) 土砂災害特別警戒区域100箇所 (R7)	随時指定見直し
土砂災害ハザードマップの作成	策定済	随時更新

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
1-2-1	警戒避難体制の整備	1-2-1-2	土砂災害警戒区域の情報共有
		1-2-1-3	土砂災害に対する警戒体制の整備
1-2-2	砂防設備等の整備、老朽化対策	1-2-2-1	砂防・治山施設の整備と老朽化対策
1-2-3	警戒区域等からの移転促進	1-2-3-1	事前移転事業の活用

1-3 火山噴火に起因する死傷者の発生

■ 課題と施策の実施方針 (脆弱性評価結果)

(警戒避難体制の整備等)

○樽前山の現在の噴火警戒レベルは1で、山頂にある溶岩ドーム周辺では平成11から高温状態が続いています。このため、警戒避難体制の整備を進めていく必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

(警戒避難体制の整備等)

○一定の警戒体制が整備されている地域については、引き続き警戒避難体制の整備を進めるとともに、関係機関で構成される樽前山火山防災協議会を中心に、噴火警戒レベルの運用やハザードマップの作成・配布など、避難体制強化の取組を推進します。[国、道、町、民間]

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
1-3-1	警戒避難体制の整備	1-3-1-1	火山噴火警戒情報に関する対応
		1-3-1-2	降灰に対する警戒体制の整備
		1-3-1-3	広域避難の受け入れ体制の整備

1-4 大規模津波等による死傷者の発生

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（津波避難体制の整備）

- 令和4年9月には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、本町が特別強化地域に指定されています。また、北海道が令和5年に、津波浸水想定区域の見直しを踏まえ作成した津波ハザードマップを作成して周知しています。
- 北海道の津波浸水想定の見直しにより浸水深が深くなる地域や、新たに浸水区域となる地域が生じていることを踏まえ、町では、令和6年に「厚真町津波避難計画」を改訂した他、同年、「厚真町津波防災地域づくり推進計画」を策定、令和7年には第2版に改訂しました。これらの計画に基づき、避難計画や体制の整備、避難経路や避難施設の整備を進めており、町民への普及啓発や施設整備を進めていく必要があります。

（津波避難施設の整備）

- 津波浸水区域の中には、高台や高層の建物が少なく、津波災害時に緊急的に避難が可能な津波避難施設や避難路の整備が必要です。
- 避難所看板については、表記内容の見直しや新たに避難誘導の看板についても設置の必要性について検討を行うなど、さらなる整備が必要です。

■ 施策プログラム及び推進事業

（津波避難体制の整備）重点

- 津波ハザードマップの改訂に伴い、浸水深がより深くなる地域や新たに浸水区域となる地域もあるため、避難経路の設定や見直しなど避難体制の再整備についても検討を進めます。令和7年に浜厚真地区の津波避難施設の整備に着手し、令和8年度に完成予定です。[町]
- 津波災害時における災害弱者の避難体制整備について、津波避難施設や避難路の整備と併せて、自治会など地域との連携のもと、避難行動要支援者支援制度の取組を一層進めます。[町]

（津波避難施設の整備）重点

- 「厚真町津波防災地域づくり推進計画」に基づき計画されている津波避難施設の整備を促進するとともに、避難路の整備、避難誘導看板の設置を進めます。[国、道、町]

■ 指標

指標	現状値	目標
津波ハザードマップの作成状況	策定済	随時更新
地区避難計画の策定状況	8地区（R6）	20地区（R12）

■ 推進事業

施策プログラム			施策	
1-4-1	津波避難体制の整備	重点	1-4-1-1	津波ハザードマップの周知
			1-4-1-2	津波時の指定避難所等の周知
			1-4-1-3	津波避難に係る情報伝達手段の整備
1-4-2	津波避難施設の整備	重点	1-4-2-1	津波避難施設の整備
			1-4-2-2	津波時の避難路の整備
			1-4-2-3	津波避難誘導看板の整備

1-5 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（洪水・高潮ハザードマップの周知）

○北海道が水位の周知を義務付けられている河川である厚真川と、入鹿別川、長沼川、ウクル川、日高幌内川の浸水ハザードマップを作成していますが、この周知を図っていく必要があります。また、今後、見直しが行われた場合は随時更新していく必要もあります。

○高潮については、北海道の高潮浸水想定区域に基づき、令和7年度に高潮ハザードマップを作成しました。

（河川改修等の治水対策）

○大規模自然災害による洪水被害に備え、河川改修や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理が必要です。

（ため池の防災対策）

○大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、ため池のハザードマップ（軽舞第一貯水池、軽舞第2ダム）を作成していますが、点検・診断を実施するとともに、近隣への周知を図る必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（洪水・高潮ハザードマップの作成）

○北海道における河川・高潮の浸水想定見直しに併せて、計画規模の降雨のほか、想定しうる最大規模の降雨における洪水・高潮ハザードマップの周知を図ります。[町]

（河川改修等の治水対策）

○河川管理施設については、適切な維持管理に向け、定期パトロール等の結果に基づき、堆積土砂の浚渫や老朽施設の補修等を実施します。[町]

（ため池の防災対策）

○「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努めます。[国、道、町]

■ 指標

指 標	現状値	目 標
ハザードマップの作成状況	策定済（洪水（厚真川）・高潮・ため池）	随時修正

■ 推進事業

施策プログラム		施 策	
1-5-1	洪水・内水ハザードマップの周知	1-5-1-1	洪水・内水被害に対する対応
1-5-2	河川改修等の治水対策	1-5-2-1	道：道管理河川の治水対策
		1-5-2-2	道路冠水への対応
		1-5-2-3	適切な河川管理
		1-5-2-4	河川改修と河川環境の維持
		1-5-2-5	浸水対策：雨水幹線などの整備
1-5-3	ため池の防災対策	1-5-3-1	ため池ハザードマップの周知

1-6 暴風雪および豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時においては、道路の通行規制や除雪出動の判断、車両の救出など、速やかな対応が求められており、迅速な情報伝達に向け、道路管理体制を強化する必要があります。

（除排雪体制の確保）

- 除雪作業を請け負う事業者においては、経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた対策が必要です。

■ 施策プログラム及び推進事業

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 通行規制等のリアルタイムな情報を関係機関が迅速に共有し、気象状況に合わせたパトロールの体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進します。[国、道、町]

（除排雪体制の確保）

- 管理基準に基づく適切な除雪を実施するとともに、暴風雪等の異常気象時に備え、各道路管理者間の情報共有を図り、相互支援体制を強化する。[国、道、町]
- 今後も安定的な除雪体制を確保するために、除雪作業を請け負う事業者の課題把握や、新たな参入事業者の発掘、事業者へ貸与する除雪機械の更新など、総合的な対策を推進します。[町]

■ 指標

指 標	現状値	目 標
除雪対象の町道路線数・総延長	219路線 (R5) 211.0 km (R5)	継続と随時見直し
町道除雪に要する除雪車両台数	34台 (R5)	継続と随時見直し

■ 推進事業

施策プログラム		施 策	
1-6-1	暴風雪時における道路管理体制の強化	1-6-1-1	暴風雪時の道路管理体制
1-6-2	除排雪体制の確保	1-6-2-1	事業者における除排雪体制の確保、地域との連携の強化

2. 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

○防災関係機関との連携体制の確認や実災害での課題検証を踏まえて、災害対応の実効性を高めていく必要があります。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

○防災救急無線のデジタル化整備着手率は100%ですが、引き続き維持管理を図る必要があります。また、大規模災害時において迅速に被災状況等を把握するため、情報伝達体制の連携強化や消防の災害対応能力強化を図る必要があります。

（消防団活動の促進）

○高齢化等により消防団員の欠員が続く中で、新たな消防団員の確保と併せて消防団活動の促進を進めていく必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（防災訓練等による救助・救急体制の強化） **重点**

○防災関係機関が連携して防災総合訓練を実施するとともに、実災害を踏まえた情報発信や避難所運営の強化を図っていく必要があります。また、北海道や防災関係機関が主催する防災訓練に積極的に参加し、災害対応の実効性を高めていきます。[国、道、町、民間]

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

○防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、消防救急デジタル無線の維持管理、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプター等の映像伝送システム、ドローンの活用などによる情報伝達体制の連携を強化するとともに、消防機関等における災害用資機材の更新・配備を計画的に行います。[国、道、町]

（消防団活動の促進）

○消防団は地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動、水防活動及び住民の避難誘導等に重要な役割を担うため機能強化を促進する。[町]

○併せて、関係団体と連携しながら消防団員の確保を進めます。[町、民間]

■ 指標

指標	現状値	目標
防災図上訓練の実施状況	1回（R7）	年1回の実施継続
消防車両保有台数（胆振東部消防組合全体）	24台（R6）	24台（R6指針維持）
消防団員数（胆振東部消防組合全体）	382名（R6）	445名（R6指針達成）

■ 推進事業

施策プログラム			施策	
2-1-1	防災訓練等による救助・救急体制の強化	重点	2-1-1-1	実践的な防災訓練等の実施
			2-1-1-2	消防職員の育成
			2-1-1-3	救命処置等の普及啓発
2-1-2	救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備		2-1-2-1	消防車両の計画的な整備
			2-1-2-2	情報通信基盤や資機材の計画的な整備
			2-1-2-3	AED設置登録の推進・普及啓発
2-1-3	消防団活動の促進		2-1-3-1	消防団員の確保

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（被災時の医療支援体制の強化）

- 被災時に適切な医療救護活動を実施するため、町内外の関係機関と連携強化を図る必要があります。
- 近隣の災害拠点病院である苫小牧市立病院等と連携協力しながら、救急体制の維持、高度な医療提供体制の整備を進める必要があります。

（災害時における福祉的支援）

- 本町の福祉避難所は、現在1か所となっているが、高齢化がさらに加速することを見据えて、より福祉避難所の確保方策を検討する必要があります。
- 高齢化に伴い、円滑な避難所での生活を確保するため、社会福祉法人や民間企業・団体、地域コミュニティに対して連携した支援体制等を構築しておく必要があります。

（感染症対策）

- 指定避難所における感染症の発生やまん延を防ぐため、密集防止等の対策を講じるとともに、多数の避難者の受け入れや避難所開設の長期化による行政備蓄の不足に備えた対応が必要です。

■ 施策プログラム及び推進事業

（被災時の医療支援体制の強化）

- 厚真町での災害発生時には、被災患者の受入は、王子総合病院、苫小牧市立病院（苫小牧市）、日本赤十字社伊達赤十字病院（伊達市）を想定しており、地域の医師会や歯科医師会、保健所等との連携体制が円滑に機能するよう平時から情報共有、連携体制の強化を進める必要があります。[道、町、民間]

（災害時における福祉的支援）

- 新たな福祉避難所を公共施設のみで確保するには限界があることから、社会福祉法人や民間企業・団体に対して協力・支援を要請し、福祉避難所を確保します。[町、民間]

（感染症対策）

- 指定避難所における感染症の発生やまん延を防止するため、備蓄品に非接触型体温計やマスク、消毒液を取り入れるほか、行政備蓄が不足する可能性を考慮し、平時から備蓄品の重要性について広く町民へ周知を行います。[町]
- 平時からの定期的な予防接種の接種管理や接種勧奨に努める。また、感染症対策の基本となる一次予防（マスクの着用や手洗い・うがい）の励行や、免疫力向上に資する適切な食生活と適度な運動の励行などを周知します。[町]

■ 指標

指標	現状値	目標
指定福祉避難所数	1箇所（厚真中央小学校）	必要に応じて追加指定

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
2-2-1	被災時の医療支援体制の強化	2-2-1-1	被災時の医療支援体制の強化
		2-2-1-2	救急体制の維持
		2-2-1-3	高度な医療の提供
2-2-2	災害時における福祉的支援	2-2-2-1	地域コミュニティとの連携による支援体制の整備
		2-2-2-2	民生委員等の活動支援
2-2-3	感染症対策	2-2-3-1	感染症対策を踏まえた避難所開設や備蓄品の整備

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 災害時の物資供給など応急対応に万全を期すため、道及び他自治体、民間企業・団体などと締結してきた各種応援協定を災害発生時に円滑に機能させる必要があります。
- 被災者への支援活動や、関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備と、防災知識等を有するボランティアの育成、行政と民間組織の架け橋となる中間支援組織との連携が必要です。

（非常用物資の備蓄促進）

- 厚真町災害時備蓄計画に基づき、行政備蓄としての備蓄品目及び数量を設定し、各避難所への分散配備を進めています。あわせて、令和6年度に整備した「厚真町防災備蓄倉庫」と内閣府の新物資システム「B-Plc」を有効に活用し、発災時の円滑な避難所運営に資するため、担当職員等の熟度向上に向けた訓練を随時進めていく必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 災害時における協定の効率的な活動を確保するため、引き続きより多くの関係機関と協定を締結し、防災備蓄倉庫を拠点とした物資等の供給体制の充実を図っていきます。[国、道、町、民間]

（非常用物資の備蓄促進）**重点**

- 避難所の円滑な運営に向け、男女平等参画やふくしのまちづくりの観点から備蓄品目の検討を進めるほか、北海道胆振東部地震において、様々な教訓や課題が得られたことから、今後も状況の変化や新たな課題等に応じて備蓄計画の修正等を行います。[町]
- 家庭や企業等において自発的な備蓄を促進するため、出前講座などの場を活用した啓発活動に取り組みます。[町]
- 防災備蓄倉庫や物資システムの効果的な活用に向けて、担当職員のトレーニングや自主防災組織、民間企業との円滑な連携のための訓練を定期的実施します。[町]

■ 指標

指標	現状値	目標
災害協定締結状況	34件 (R7)	随時締結数を増加
厚真町災害時備蓄計画の策定状況	策定済 (R6)	随時見直し

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
2-3-1	物資供給等に係る連携体制の整備	2-3-1-1	物資供給等に係る連携体制の整備
		2-3-1-2	遠方の自治体との災害時応援協定
		2-3-1-3	物資支援に係る機能別訓練の実施
2-3-2	非常用物資の備蓄促進	重点	2-3-2-1 防災備蓄倉庫の備蓄物資の定期的更新
			2-3-2-2 家庭内備蓄の意識啓発、非常用物資の計画的な備蓄
			2-3-2-3 応急給水体制の整備

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 「厚真町地域防災計画」において直下型地震を想定し、町内の小中学校、公共施設を避難所に指定しているところですが、津波災害警戒区域の設定や、津波等の広域に及ぶ被害を見据え、今後さらなる収容力の確保に努める必要があります。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所として公共施設及び民間施設を指定していますが、大規模災害発生を見据え、今後さらなる収容力の確保に努める必要があります。
- 災害時の避難場所として公共建築物や都市公園を指定していますが、今後想定される津波浸水想定改訂などと連動し、引き続き地域の実情に応じた対策を講じていく必要があります。

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における食事や就寝環境、プライバシーの確保、また電源の確保などの良好な生活環境の整備やトイレ、ゴミなどの衛生の確保が必要です。
- 特に、感染症の感染拡大時における災害が発生した場合には、感染防止策にも配慮した避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理が必要となります。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 北海道に位置することから、冬場の災害時には、避難所の暖房等の防寒対策が必要です。

（避難住民等の「こころのケア」体制の充実）

- 災害時は、様々な不安やストレスを抱えた被災者が共同生活を送ることになるため、「こころのケア」が求められます。このため、災害派遣精神医療チーム等と連携した対応が行えるよう職員・関係者の研修等が必要です。

■ 施策プログラム及び推進事業

(避難場所等の指定・整備・普及啓発) **重点**

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、「災害対策基本法」に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進します。また、指定に当たっては、学校以外の公共施設の活用についても検討し収容力の確保を図ります。[町]
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、公共施設や社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進します。[市]
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園について、津波浸水想定改訂や「厚真町津波防災地域づくり推進計画」などと連動し、浸水想定区域の安全性を図ります。[町]

(避難所等の生活環境の改善、健康への配慮)

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、携帯トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進します。また、車中など避難所以外への避難者の生活環境の整備についても促進します。[道、町、民間]
- 感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を促進します。[道、町、民間]

(積雪寒冷・酷暑を想定した避難所等の対策)

- 町が設置する指定避難所等における防寒・酷暑対策として、民間と連携して冷暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進します。[道、町、民間]

(避難住民等の「こころのケア」体制の充実)

- 災害時において、被災者や支援者(被災自治体職員など)へ精神保健活動の支援等を行うD P A T(災害派遣精神医療チーム)の派遣体制の充実に向け、関係機関との調整やD P A T構成員の資質向上のための研修等を実施する。[道、町、民間]

■ 指標

指標	現状値	目標
指定避難所の指定状況(厚真川洪水時を除く)	11箇所 (R6)	随時指定を見直し
指定避難所の冷暖房器具の備蓄状況	85.7% (R7)	100% (R8)

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
2-4-1	避難所等の指定・整備・普及啓発 重点	2-4-1-1	避難所の指定や避難所運営に関する訓練の実施など
		2-4-1-2	福祉避難所の確保および受け入れ方法等の整備
2-4-2	避難所等の生活環境の改善、健康への配慮	2-4-2-1	避難所の良好な生活環境の整備、感染症対策
		2-4-2-2	車中など避難所以外への避難者の生活環境の整備
2-4-3	積雪寒冷を想定した避難所等の対策	2-4-3-1	冬季における避難所の防寒対策
2-4-4	避難住民等の「こころのケア」体制の充実	2-4-4-1	被災住民に対する精神保健活動の支援等

3. 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（災害対策本部機能等の強化）

○職員の参集基準、対策本部の設置場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項については、「厚真町地域防災計画」や職員対応マニュアルの中で規定していますが、適宜内容の見直しとともに、本部機能の実施体制の検証を行う必要があります。

（行政の業務継続体制の整備）

○町では業務継続体制の整備の一つとして、「厚真町業務継続計画」を作成し、適宜見直し・修正を行っていますが、引き続き随時見直していく必要があります。

○災害時においても、本町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するための取組を計画的に進める必要があります。

（広域応援・受援体制の整備）

○「地域防災計画」において「相互応援(受援)体制整備計画」を定めていますが、災害の種類等に応じた対応マニュアルを策定し、被災した際の受援体制を整備する必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（災害対策本部機能等の強化） **重点**

○災害対策本部機能の実施体制について、総合防災訓練などを通じた機能強化・検証を行います。また、防災拠点としての市庁舎・施設等の機能維持を図ります。[町]

（行政の業務継続体制の整備） **重点**

○業務継続計画について、実災害での課題等を含め適宜見直しを行い、町の業務体制の確保に努めます。[町]

○重要システムに係るサーバーをクラウド環境へ移設する等、具体的災害を想定した訓練など、「厚真町業務継続計画」の見直しを進めます。[町]

（広域応援・受援体制の整備）

○「厚真町地域防災計画」に受援に関する項目を追加しており、訓練等により検証を行います。[町]

○北海道内外の自治体と災害時応援協定を締結するとともに、協定等を効果的に運用するため、平時においても協定先と訓練等を実施し、相互の応援・受援体制の構築、連絡体制の確認を進めます。[町]

■ 指標

指標	現状値	目標
業務継続計画の策定状況	策定済	随時更新
自治体間の災害時応援協定締結状況	4市町村 (R7)	随時区定数増加

■ 推進事業

施策プログラム			施策	
3-1-1	災害対策本部機能等の強化	重点	3-1-1-1	本部訓練の実施・検証
			3-1-1-2	災害対策本部機能の強化
3-1-2	行政の業務継続体制の整備	重点	3-1-2-1	BCP訓練の実施・検証による見直し
			3-1-2-2	災害時における業務継続体制の確保
			3-1-2-3	ICT-BCPの検討
			3-1-2-4	災害時における業務継続体制の確保
3-1-3	広域応援・受援体制の整備		3-1-3-1	受援体制の整備
			3-1-3-2	受援計画の策定

4. 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞、コンビナート等の被災に伴う有害物質等の流出

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（リスク分散を重視した企業立地等の促進）

- 東日本大震災以降、企業においては、業務継続体制の再構築を進めており、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンを多重化・分散化する動きが活発化しています。これらの取組は、国全体の強靱化に資することとなり、本町は国内有数の物流拠点として移転先などに適していると考えられることから、誘致活動を強化する必要があります。
- 三大都市圏に集中する企業においては、業務継続体制整備の一環として、データセンターの地方への立地・移転などによるリスク分散が重視されています。本町は、気候や交通の利便性などがデータセンターの立地に適していると考えられることから、誘致活動の強化や受け入れに向けた環境を確保する必要があります。

（企業における業務継続体制の強化）

- 大規模災害時に市内における経済活動や市民生活を維持するためには、企業の業務継続体制の強化を図る必要があります。

（被災企業等への金融支援）

- 町内企業の大半を占める中小企業者等は、災害に伴う経済環境の急変等の影響を受けやすいことから対策や支援が必要です。

（石油コンビナート等の防災対策）

- 石油コンビナートは、大規模災害時において2次災害が発生する危険性があることから、関係機関と連携して安全対策を進める必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（リスク分散を重視した企業立地等の促進） **重点**

- 企業によるリスク分散の潮流を踏まえて、本町の立地条件の優位性を強調し、企業の本社機能や生産拠点の移転等に向けた誘致の取組を促進します。[国、道、町、民間]
- 冷涼な気候や優れた交通アクセス、首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した本町の優位性をいかし、データセンター等の立地を促進します。また、データセンターの集積に必要不可欠となる、安定的かつ大容量の高速専用回線など、強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境の整備を進めます。[国、道、町、民間]

（企業における業務継続体制の強化）

- 企業の業務継続体制の強化を図るため、引き続き、業務継続計画の策定に係る国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルの周知を行っていきます。[町、民間]

（被災企業等への金融支援）

- 町内の中小企業者等が災害による影響を受けた際には、早期復旧と経営安定を図るため、国や北海道が実施する金融支援等のセーフティネット策の周知を行い、活用を促進します。また、平時においても、中小企業者等が行う事前防災・減災に向けた取組を支援します。[国、道、町、民間]

(石油コンビナート等の防災対策)

- 「北海道石油コンビナート等防災計画」に基づき、関係機関が連携し、立入検査を実施するなどの取組を行っており、引き続き火災予防及び災害時の応急対策等、計画に基づく効果的な取組を進めます。[国、道、町、民間]

■ 指標

指 標	現状値	目 標
新規企業立地件数	41事業所 (R6)	45事業所 (R12)
石油コンビナート災害の指定避難場所の指定状況	3 箇所 (R7)	維持

■ 推進事業

施策プログラム			施 策	
4-1-1	リスク分散を重視した企業立地等の促進	重点	4-1-1-1	企業誘致の取り組み
			4-1-1-2	新たな産業の創出と雇用機会の拡大
4-1-2	企業の事業継続体制の強化		4-1-2-1	中小企業に対する経営支援
4-1-3	被災企業等への金融支援		4-1-3-1	中小企業に対する金融支援
4-1-4	石油コンビナート等の防災対策		4-1-4-1	平時からの情報共有や連携の促進

4-2 道外との基幹交通の機能停止による物流・人流への甚大な影響

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

(港湾の機能強化)

- 苫小牧東港が、災害時における被災地への物資や人員の輸送拠点として、また経済活動の継続を確保するための物流拠点として重要な役割を担うためには、大規模災害に備えた港湾施設の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、管理者が実施しています。それに合わせて、フェリーターミナル等の耐震化のニーズにあわせ安全性の向上が必要です。

■ 施策プログラム及び推進事業

(港湾の機能強化)

- 苫小牧東港の機能強化に向け、物流機能の強化や船舶大型化等の変化に対応した港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、フェリーターミナルの安全性向上を図っていきます。[国、道、町、港湾管理者、民間]

施策プログラム		施 策	
4-2-1	港湾の機能強化	4-2-1-1	フェリーターミナルの安全性向上

4-3 食料の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（農水産業の体質強化）

○農業においては、農業者の高齢化と後継者不足といった課題を抱え、水産業については、主要魚種の漁獲量低下などから魚価経営安定が課題となっており、農水産業の持続的な発展につながる取組を推進する必要があります。

（地場農産物の付加価値向上と販路拡大）

○大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していく必要があります。このため、平時から、農産物等の高付加価値化やブランド化と、販路の開拓・拡大へ取組を進めておく必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（農水産業の体質強化）**重点**

○本町の将来にわたる農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策、担い手確保対策や種苗放流などの増殖事業への補助などを行い、食糧の安定供給に貢献していきます。[国、道、町、民間]

（地場農産物の付加価値向上と販路拡大）

○大災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時から一定の生産量を確保するとともに、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大等の取組を推進します。[国、道、市町村、民間]

■ 指標

指 標	現状値	目 標
新規農業就業者数	21人 (R6)	39人 (R12)
新規漁業従業者数	1人 (R6)	2人 (R12)

■ 推進事業

施策プログラム		施 策		
4-3-1	食料生産基盤の整備	重点	4-3-1-1	農地等の利用調整・農地保有の合理化
			4-3-1-2	新規就農者に対する支援
			4-3-1-3	担い手の育成・法人化に対する支援
			4-3-1-4	基盤整備に対する農家負担の軽減等
			4-3-1-5	農業生産基盤の整備
			4-3-1-6	農地や農業用施設の保全
			4-3-1-7	スマート農業の推進
			4-3-1-8	ICT基盤の整備
4-3-2	地場農産物の付加価値向上と販路拡大	4-3-2-1	農産物の付加価値向上	
		4-3-2-2	農業機械導入支援・生産改善など	
		4-3-2-3	農作業の効率化・省力化・最適化	
		4-3-2-4	付加価値向上・販路拡大・農食健康の連動	

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（森林の整備・保全）

○本町においては、森林面積が総面積の約70%を占めており、胆振東部地震において甚大な被害を受け、荒廃した森林の回復には長期間を要し、町全体の強靱化に大きな影響を与えています。このため、大雨や地震等による山地災害の防止や減災に向けた取組を推進する必要があります。

○野生鳥獣が増加し、樹木の食害等により、森林の育成が阻害されていることから対策が必要です。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

○安定的な用水供とともに農業生産基盤の改善のため国営勇払かんがい事業が実施されました。農業水利施設の保全や農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理が必要です。

（農地の国土保全機能、農業・農村における多面的機能の保全管理）

○農地は、保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を有しており、強靱化の観点から適切な保全管理が必要です。

■ 施策プログラム及び推進事業

（森林の整備・保全） **重点**

○大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止し、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を通して、林業の振興を推進します。[国、道、町、民間]

○エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進めます。[国、道、町、民間]

（農地・農業水利施設等の保全管理）

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進します。[国、道、町]

（農地の国土保全機能、農業・農村における多面的機能の保全管理）

○地域コミュニティ等による地域資源の適正な保全管理と、国土保全機能を含む、農業・農村における多面的機能を維持するため、活動組織に対する支援を推進します。[国、道、町]

■ 指標

指 標	現状値	目 標
町産木材の流通量	16,883m ³ (R6)	21,103m ³ (R12)

■ 推進事業

施策プログラム			施策	
4-4-1	森林の整備・保全	重点	4-4-1-1	町有林の間伐・皆伐等による整備
			4-4-1-2	林業の振興
			4-4-1-3	林内路網の復旧・再整備
4-4-2	農地・農業水利施設等の保安全管理		4-4-2-1	国営勇払かんがい事業農業水利施設の保全
			4-4-2-2	用排水施設維持管理事業
			4-4-2-3	排水機場等の適正管理
			4-4-2-4	排水機場の機能向上等
			4-4-2-5	監視装置の設置推進
4-4-3	農地の国土保全機能、農業・農村における多面的機能の保安全管理		4-4-3-1	地域コミュニティ町有林の間伐・皆伐等による整備
			4-4-3-2	農地の維持・保全

5. 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（関係機関との情報の共有化）

- 大規模自然災害に備え、関係機関と構築している連携体制をさらに強化し、この仕組みをより円滑に機能させる必要があります。
- 「北海道防災情報システム」の運用により、防災気象情報や避難情報などの災害情報を住民等へ伝達しているが、より迅速で確実な情報伝達に向けた取組が必要です。

（住民等への伝達体制の強化）

- 国のガイドラインに基づき災害種別の避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定していますが、国は昨今の大規模災害の発生を踏まえ、随時、避難情報に係る見直しを行っていることから、本町においても各マニュアルを最新の内容に改訂していく必要があります。
- 災害情報は、登録制防災メールやホームページやSNSの活用など、個々の町民ニーズに応じて、多様な発信手段を確保していますが、より効率的・効果的な発信に向け、取組を進める必要があります。

（通信施設等の防災対策）

- 災害時においても行政機関間の情報連携が可能となるよう、通信回線を確保する必要があるため、有線電話や携帯電話などが通信不能時においても、関係機関と情報伝達を確保する必要があります。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む観光客や、視覚・聴覚障がい者など、多様なニーズに対応できる情報発信手段の確保が必要です。
- 要介護認定を受けた高齢者や障がい者などの要配慮者に対し、避難誘導等の支援が、迅速かつ適切に行えるよう取組を進める必要があります。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 町内の自主防災組織の組織率は10地区となっていますが、さらに地域の防災力の向上を図る必要があります。併せて北海道地域防災マスターの認定者数を増やしていく必要があります。
- 学校教育において、学校関係者及び児童生徒の防災意識を向上する効果的な取組が必要です。

■ 施策プログラム及び推進事業

（関係機関との情報の共有化）

- 警戒配備や非常配備体制となった際に、北海道や室蘭地方気象台などへ町の体制や被害状況を報告するとともに、災害対策本部設置の際には、関係機関から情報連絡員（リエゾン）が派遣されるなど、連携体制を構築しています。より迅速な災害対応につなげるため、日頃から担当者間の連携体制を構築や、総合防災訓練などを通じて災害時における情報収集・共有体制等を進めます。[国、道、町、民間]
- 「北海道防災情報システム」については、より迅速で確実な情報伝達に向け、北海道とシステム上の問題点や課題を共有し改善するとともに、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図ります。[道、町]

（住民等への伝達体制の強化）

- 各種災害に係る避難勧告等の判断・伝達マニュアルについて、国のガイドライン等に基づき、適宜見直しを図ります。[国、道、町]

- 防災行政無線のデジタル化に合わせて屋外スピーカーを全町的に拡充とともに、災害情報の効率的・効果的な発信に向け、情報発信の多様化を進めます。[町]

(通信施設等の防災対策)

- 災害時においても通信が可能な衛星携帯電話を導入しており、非常時においても問題なく運用できるよう通信訓練を実施する他、衛星回線など新たなテクノロジーの導入を検討します。[国、道、町]

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人を含む観光客に対する多言語対応など、災害情報の伝達体制の強化や災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進します。また、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、避難所看板の英語表記やピクトグラム表記を積極的に導入します。[町]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、避難行動要支援者支援制度の取組を推進します。[町、民間]

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 地域における防災力の向上のため、引き続き自主防災組織の結成を促進するとともに、北海道地域防災マスターの有効的活用についても検討を行い、各組織による防災活動の充実・強化に向けた取組を推進します。[道、町、民間]
- 学校関係者及び児童生徒の防災意識を向上させるため、一日防災学校や出前講座、防災訓練などの取組を進めます。[道、町]

■ 指標

指標	現状値	目標
避難指示等の発令基準の策定状況	策定済 (R6)	随時更新
防災行政無線通信設備整備状況	デジタル同報系整備済 (R7) 衛星携帯電話導入済 (R6)	維持管理
自主防災組織の結成数	10地区 (R6)	20地区 (R12)
北海道防災マスター活動者数	6人 (R12)	20人 (R12)

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
5-1-1	関係機関の情報共有化	5-1-1-1	情報の収集・伝達体制の整備
		5-1-1-2	情報収集手段の強化
		5-1-1-3	防災情報の共有
5-1-2	住民等への情報伝達体制の強化	5-1-2-1	地域コミュニティの活性化
		5-1-2-2	防災無線・SNS等による防災情報の伝達体制の強化
		5-1-2-3	平時における情報発信の多様化
5-1-3	通信施設等の防災対策	5-1-3-1	行政情報の保全
		5-1-3-2	通信環境の確保
5-1-4	外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策	5-1-4-1	地域との連携による支援体制の整備
5-1-5	地域防災活動、防災教育の推進	5-1-5-1	地域における防災活動への支援
		5-1-5-2	防災教育の推進

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（再生可能エネルギーの導入拡大）

○再生可能エネルギーの普及について、国・北海道等の関係機関や地域企業と連携を図り推進する必要があります。

（電力基盤等の整備）

○庁舎や指定避難所など、防災拠点における停電時の電源対策が必要です。

○家庭や公共施設等において、省エネルギーを推進し、安定的な電力供給のため電気事業者の供給負荷を低減させる必要があります。

（多様なエネルギー資源の活用）

○エネルギー資源の多様化のため、工場排熱など未利用エネルギーや水素エネルギーの活用、コージェネレーションシステムの導入などエネルギーの有効利用を図る必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（再生可能エネルギーの導入拡大） **重点**

○町の地域性を活かした太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギーの普及について、国・北海道等の関係機関や地域企業と連携を図り、導入を促進します。[国、道、町、民間]

（電力基盤等の整備） **重点**

○庁舎や指定避難所など防災拠点における電源設備の点検、メンテナンスを定期的を実施するなど、停電時の対策を強化するとともに、バックアップ体制の構築に努めます。[市]

○家庭や公共施設等における安定的な電力供給の確保に向け、新・省エネルギーシステムの導入を推進し、電源の多様化・分散化を図ります。[国、道、町、民間]

（多様なエネルギー資源の活用）

○国や北海道、関係団体と連携し、水素エネルギーの利用など先進的な事例について意見交換や情報収集を図り、多様なエネルギーを活用した地域づくりを推進する。[国、道、町、民間]

■ 指標

指標	現状値	目標
住宅太陽光発電設備の補助棟数（累計）	60棟（R6）	105棟（R12）

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
5-2-1	再生可能エネルギーの導入拡大	重点	5-2-1-1 再生可能エネルギーの導入
			5-2-1-2 太陽光発電システム導入に対する支援等
5-2-2	電力基盤等の整備	重点	5-2-2-1 公共施設の耐災害性の向上
			5-2-2-2 避難所および生活会館等の電源対策、平時の備えの意識啓発
			5-2-2-3 防災拠点の電源対策
			5-2-2-4 電気自動車等の導入の検討
			5-2-2-5 公共施設の省エネ対策・省エネ等の意識啓発
			5-2-2-6 街路灯におけるLED照明の設置
5-2-3	多様なエネルギー資源の活用		5-2-3-1 多様なエネルギー資源の活用、エネルギー地産地消事業

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（水道施設の防災対策・機能強化）

○平時はもとより、災害時においても水道水を安定的に供給する必要があります。簡易水道管の耐用年数を超過した管路は約13.4%（総延長208.6kmのうち耐用年数の40年を経過した管路は約28.0km）となっており、今後、適切な更新による維持管理とともに耐震化の更新を進める必要があります。

（下水道施設等の防災対策）

○下水道管路は、総延長19.2kmとなっていますが、そのうち設置後30年以上経過したコンクリート管が約0.7km、総延長の約3.6%となっています。老朽化に伴う事故や処理機能の停止を未然に防止するための対策が必要です。

○老朽化した単独浄化槽は、災害時を含め破損する可能性が高く、生活排水等が公共用水域に流出する恐れがあるため、環境悪化を未然に防止する対策が必要である。

■ 施策プログラム及び推進事業

（水道施設の防災対策・機能強化） **重点**

○水道水の安定的な供給を持続するため、簡易水道施設の予防保全管理と計画的な施設更新に努めます。
[町]

（下水道施設等の防災対策）

○地震時に下水道機能を確保するため、下水道施設全体のうち、老朽化した施設の機能を維持するため、効率的に維持管理や改築更新を実施します。[町]

○厚真町浄化槽推進事業を推進することにより、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。
[町]

■ 指標

指 標	現状値	目 標
簡易水道管の耐用年数超過管路割合	約13.4% (R6)	約10.9% (R12)
下水道管の30年以上経過コンクリート管路割合	約3.6% (R4)	約2.3% (R12)
トイレの水洗化率（合併浄化槽を含む）	約86.5% (R6)	約87.5% (R12)

■ 推進事業

施策プログラム			施 策	
5-3-1	水道施設等の防災対策	重点	5-3-1-1	配水管の更新
5-3-2	下水道施設等の防災対策		5-3-2-1	し尿と下水の共同処理
			5-3-2-2	改築更新・施設の改築等
			5-3-2-3	合併処理浄化槽の設置に対する支援

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（道路交通ネットワークの整備）

○災害時における被災地からの避難や被災地への物資供給、救急救援活動などを迅速かつ安全に行うため、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要があります。

（道路施設の防災対策）

○橋梁は、災害時の物資や人材の供給、救急救援活動等を円滑に行うため適切な維持管理が必要です。町が管理する橋梁は87橋あり、設置後50年を経過した橋梁が15橋（23%）となっています。今後、耐用年数を超過してくるものが発生するので、「厚真町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的な維持管理や耐震化を進める必要があります。

（鉄道の維持管理・強化）

○国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な日高線に向け、必要な検討・取組を進める必要があります。

○日高線は、津波浸水区域を通過するため、災害時における鉄道利用者の安全性の確保のため鉄道施設の耐震化、耐浪化等に向けた取組が求められます。

（地域公共交通の維持）

○自家用車の保有台数の増加などのから路線バスや鉄道等の地域公共交通の利用者が減少していますが、地域公共交通の維持・存続のため利用促進に取り組むことが必要です。

■ 施策プログラム及び推進事業

（道路交通ネットワークの整備） **重点**

○災害時における代替道路の役割などからも、緊急輸送道路、避難路等の整備を進めます。〔国、道、町〕

（道路施設の防災対策） **重点**

○橋梁の耐震化対策は、災害時の緊急輸送道路をまたぐものを優先的に実施します。〔町〕

○橋梁の老朽化対策は、「厚真町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的な架替、修繕を推進するとともに、道路照明・道路標識などを含むその他の道路施設等についても、適切な維持管理を実施していきます。〔町〕

（鉄道の維持管理・強化）

○日高線の鉄道施設の耐震化、耐浪化等に向けた取組を、国、道、町、鉄道事業者との適切な役割分担のもとで進めます。〔国、道、町、交通事業者〕

（地域公共交通の維持）

○災害時の被災者・支援者の交通手段の確保のためには、地域公共交通が不可欠となるため、平時からの利用促進の取組を進めます。このため、利用者ニーズを把握した適切な地域公共交通体系の構築や、地域特性を考慮し、生活利便性の向上につながる交通手段やバス路線の確保を行い、地域公共交通の利用促進に取り組みます。〔国、道、町、民間〕

■ 指標

指標	現状値	目標
建設後50年以上の橋梁割合（町管理橋梁）	23%（R4）	20%未満を維持
福祉循環バスの利用者数	9,727人（R6）	10,000人（R12）

■ 推進事業

施策プログラム			施策	
5-4-1	交通ネットワークの整備	重点	5-4-1-1	街路事業
			5-4-1-2	バス路線の再編・デマンド交通等
5-4-2	道路施設の防災対策等	重点	5-4-2-1	道路環境の維持
			5-4-2-2	道路の新設・更新等
			5-4-2-3	橋りよの老朽化対策・耐震補強
			5-4-2-4	道路環境の維持
			5-4-2-5	街路樹の適正管理
5-4-3	鉄道の機能維持・強化		5-4-3-1	踏切周辺の安全性確保
5-4-4	広域的な公共交通の維持		5-4-4-1	公共交通の利用の促進と輸送体制の維持

6. 迅速な復旧・復興等

6-1 事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（町における復興体制の強化）

- 災害により被災した町の円滑な復興に向けて事前復興計画の策定を進める市町村が増えています。本町でも、同計画の策定を検討していく必要があります。

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 災害により発生する大量の災害廃棄物及び災害時処理困難物は、早期の復旧・復興の妨げとなることから、処理体制及び近隣自治体等との広域処理体制などを事前に準備しておく必要があります。

（地籍調査の実施）

- 厚真町の地籍調査進捗率は、山林を含む行政面積に対して53%で、全国平均とほぼ同水準ですが北海道平均の62%を下回っています（国土交通省地籍調査Webサイト、R6）。災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、土地境界を明確にしておく必要があります。

（仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保）

- 災害時には、仮設住宅設置用地や廃棄物の集積場、復旧の拠点となる場所が必要となります。あらかじめ、それらに活用可能な用地の確保方策を検討しておく必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（町における復興体制の強化）

- 復興事前準備に取り組んでおくため、事前復興まちづくり計画を策定します。[国、道、町]

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 町では、「厚真町災害廃棄物処理計画」を作成していますが、必要に応じて計画を見直すとともに、近隣自治体との廃棄物処理体制を整備するほか、産業廃棄物処理業者などの関係機関と協議を進めていきます。[国、道、町、民間]

（地籍調査の実施）

- 迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進します。[町]

（仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保） **重点**

- 仮設住宅用地等の円滑な確保に向け、防災空地の設定、遊休地等の所有者に関して情報整理や土地所有者との話し合いを進めます。[町、民間]

■ 指 標

指 標	現状値	目 標
災害廃棄物処理計画の策定状況	策定済（R6）	適宜更新
地籍調査進捗率	53%（R6）	53%（R17）

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
6-1-1	町における復興体制の強化	6-1-1-1	事前復興まちづくり計画の策定
6-1-2	災害廃棄物の処理体制の整備	6-1-2-1	災害時に活用できる空き地情報の整理
6-1-3	地籍調査の実施	6-1-3-1	必要に応じた地籍の再調査（継続）
6-1-4	仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保	重点	6-1-4-1 災害時に活用できる空き地情報の整理

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの機能低下

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 町と建設業団体において、「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結していますが、大規模災害によって行政職員等の人員が極度に不足することも想定されるため、より一層の連携を図る必要があります。
- 建設業就業者の減少と高齢化が進んでおり、建設業界による担い手の確保に向けた取組が進められています。災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためには、若年層を中心とした人材確保に取り組む必要があります。

（行政職員等の活用促進）

- 北海道と連絡会議を設置し、北海道内で災害が発生した際には、被災市町村の応援要請に対応する体制が構築されていますが、今後もこれらの体制を強化していく必要があります。
- 道外自治体と災害時応援協定を締結しており、災害により職員に不足が生じた際は、相互に職員派遣等を実施できる体制となっています。有事の際には、これらが円滑に機能するよう備えておく必要があります。

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 災害時においても復旧・復興担い手となる地域を支える人材の確保・定着に取り組むとともに、集落機能の維持・活性化を図る必要があります。

■ 施策プログラム及び推進事業

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 大規模災害の発生時には、建設業団体の協力を得て、人命救助に必要な障害物の除去や道路交通の確保、パトロールの実施などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、様々なケースを想定し対応を協議するとともに、建設業が持つ専門技術の活用を推進していきます。[町、民間]
- 建設業の担い手確保のため、有効な知識や資格取得を支援し、人材確保・定着を促進する取組を行います。[町、民間]

（行政職員等の活用促進）

- 北海道との連絡会議の枠組みによる応援体制が円滑に機能するように、担当者間での連携強化や情報伝達に関する訓練などを進めます。[道、町]
- 発災時において、災害時応援協定先等との連絡調整が円滑に行えるよう、平時から担当者間の連携強化を図っていきます。[国、道、町、民間]

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

○災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、先進的な取組事例の普及発信、地域を支える人材の確保・定着に取り組むとともに、買い物や生活交通の確保など、地域が主体となった取組を促進することにより、集落機能の維持・活性化を図ります。[国、道、町]

■ 推進事業

施策プログラム		施策	
6-2-1	災害対応に不可欠な建設業との連携	6-2-1-1	建設業者との連携体制の整備
		6-2-1-2	技能者の養成と技術の向上
		6-2-1-3	就業機会の確保・通年雇用の促進
6-2-2	行政職員等の活用促進	6-2-2-1	相互応援体制の確保と受援体制の構築
		6-2-2-2	災害時におけるボランティアの活用
6-2-3	地域コミュニティ機能の維持・活性化	6-2-3-1	グリーン・ツーリズムなどを通じた農村地域の活性化

第5章 計画の推進管理

第1節 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、本町の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。

第2節 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築します。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとします。

